第十四回製鐵所懇談會に出席の長官、參與職員、懇談會員全員の記念撮影
十七日開會前、本事務所玄關前にて細雨を浴びつゝ

どうなるか。又職員は職工以上に合同反對の氣持を抱いて居る。參與員の方々も同じ意見であらうが、身分上發表を遠慮して居られるものと思ふ。然し各位が部下職員を可愛いと思召すならば反對意見を述べられることは差支へないと思ふ。誠歎の態度を執らるゝことは冷淡ではないか。

○松本懇談會員　長官閣下のお話は合同を前提としての御努力で、反對の爲の御努力ではない。又具體的の御說明がなく、勞働條件に付ても御返答がなかつた。「努力する」とは只人情上、道德上のことである。勞働條件は法律的基礎に依らねば保證されない。長官閣下の御言葉を推察すれば合同案は今議會に提出されるらしいが、然らば內容を具體的にお示し願ひ度い。勞働條件はどうなるか。待遇案は法律案に入るか。長官閣下御自身は合同に贊成か不贊成か。

中井長官

こゝに中井長官三たび起つて左の如く說明を補足された。

【中井長官】最後に今少しく付け加へたい。幸君は今期議會に法律が通過してからだとどうしても合同せなければならないので無理が出來はしないかとの御話があつたが、考へ方は區々でも結論は違ふ。卽ち今或る範圍內丈でも話を纏めてと云ふ事になれば短期間に[illegible]の折衝を要するから法律通過後[illegible]大合同する[illegible]政府の[illegible]無理が起らないと考[illegible]で居る[illegible]。又松本君の御話中、私の一昨年の話の事に觸れて前回と今回との差異に付て云つて居られるが、前回の合同計畫の際の政府の行き方は、當時其の儘に放任して置いては內地の製鐵業は印度鐵鋼に壓迫されてしまふので、之を防止する爲に關稅障壁を高くする政策をとらねばなるまいといふことになつたのである。[illegible]か其の儘では適當でないから、多年唱導されて來た製鐵業の大合同と關聯させて提案しようといふことであつたので、今回程には進捗して居なかつたし、政府の根本的態度も懇談會當時迄に決して居なかつたのであるから私は其の內容に付何等話をしなかつた。然るに今回の合同案は昨年の暮から我々の方から進んで話し出して居る。それは已に政府の根本的態度が決して居るのと又一面には今日政府の財政狀態はどうかと云ふと、歲出は歲入で足らずして公債を發行して辛うじて補ひをつけてゐる有樣である。然るに製鐵所の將來はどうかと云ふと、將來の經濟上の狀況から考へて、將來當分の間は利益を收めることの見込が付き得る。獨立會計だからとて、國家の窮乏を外に、その益金を製鐵所だけで使ひ果す譯にはゆかぬ。此の事は中央でも左樣に考へて居り今まで製鐵所の益金は全部製鐵所の爲にのみ使つて居たが、今後は益金の相當部分を政府に納むることに改むべき時期に到達してゐるのだと思ふ。そこで製鐵所の利益を國家財政に寄與する爲何等かの措置を要する點から云つても私は先づ製鐵所を民營として將來の大合同に進むべきで[illegible]全部の會社の合同[illegible]をした方が實現の可能性が多い樣に思ふ。[illegible]來なければ來なくてもよい、時はかゝるが結局合同は實現すべきものだといふ態度、此の强い行き方でやる方が無理がなく、又嚴正公平な評價も出來る譯である。只今のやうに製鐵所は官營、一般會社は民營といふ形では何時迄經つても合同が出來ないので、先づ製鐵所を民營にして漸く無理がないやうに合同しようといふのが今回の計畫である。合同に關する商工省案は大體既に出來て居るが、大藏省との交涉が殘されて居るので、未だ具體的に發表すべき時期ではないけれども、從業員諸君の不安を除く爲に、判つて居る點だけを先般私から進んでお話した次第で、その態度が先年とは異つて居ると、諸君から思はれたところである。

なほ勞働條件その他を法律に入れよといふ御意見もあるが、[illegible]は法が出れば判るが大體日本の法規の立前としては何でも彼でも法律に入れるのではなくて、事の大小輕重によつて法律、勅令、省令、命令等と色々の形式になつて規定されるのであつて、此の合同案にしても法律のみではなく夫々適當な形をとることになるが結局諸君の心配してゐるやうなことにはならぬと考へて居る。

こゝに於て

【熊谷部長】本日は長官閣下より種々御話を承つたのであるが、合同問題及び之に關聯して諸君の心配して居る勞働條件、福利施設等に付て、現在の長官の御立場より御話し願へる極限まで詳細に御說明があつた樣に思ふ。諸君の御心配も[illegible]此の程度で打切りたいと思ふ。(と語つた末)では明日の議事進行に付ては、諸君の方で希望を纏めて、明日懇談會幹事と御相談を願ふことにする。丁度御約束の五時になつたから本日の懇談は之で閉會する。

と閉會を宣し散會した。

第二日

午後零時四十分參與員並に懇談會員全員本事務所玄關前に集合し、肩を並べて細雨の中で記念撮影を行ふ。上に掲載の寫眞が夫れである。終つて直ちに懇談會場に歸席、午後一時から昨日に續いて第二日の懇談を行ふ。

【熊谷部長】(開會を宣したる後)昨日の製鐵合同問題に付き尙ほ御質問なり御意見があるならば伺ふことにする。

○渡邊(仁)懇談會員　昨日の質問應答では未だ具體的に納得ゆかぬ點があるので箇條的に御質問申上げる(とて左の質問事項を讀み上げる)。

製鐵官民合同問題ニ對シ質問條項

一、官業ヨリ民營ニナル時從業員ハ繼續スルカ解雇スルカ
二、勤續年數ハ打切ルカ繼續スルカ
三、解雇手當ハドウスルカ
四、合同デ解雇ハ[illegible]ナイカ
五、合同後ノ他會社ニ轉[illegible]
六、共濟組合補助金ハドウナルカ
七、購買部ハ如何ナル方法デ存續サセルカ
八、病院ノ諸制度ガ[illegible]
九、官舍ノ家賃ヲ取ル樣ナ事ナキヤ
十、本社ガ東京移轉ノ場合從業員ノ交涉ハ如何[illegible]
十一、合同後[illegible]統制スルカ
十二、[illegible]的待遇問題ヲ未決[illegible]ラ長官ハ合同反對ノ態度ヲ取ルガ至當デハナイカ

【熊谷勞務部長】私の考へでは只今の質問事項は大體昨日の長官閣下の御話の中に包含されて居ると思ふ。中に一、二項は直接觸れてないものもあつた樣だが、然し大體あれで御考へがつくと思ふ。私は此の質問事項を今朝拜見して昨日の長官閣下の御說明の趣旨に依り、長官の御答へは斯うであらうと思ふ點を書いて來て置いたから、此の席で長官閣下の御覽を願つた上で之を讀み上げる。而して之を一字も變へず「くろがね」に掲載する。之を以て御承知を願ひ度いと思ふ。(とて答辯事項を長官の御覽に入れた後)只今差支ないとの御許しを得たから御聞きを願ひ度い(とて左の如く之を讀み上げる)。

答

一、及四、從業員は全部新會社に引繼がれることになり實質的に解雇することはない。
二、及三、新會社に引繼ぐことに依り勤續年數に依る利益を害する樣なことはせない。其の方法に付ては目下折衝中である。
五、本人の承諾なしに轉傭すると言ふ樣なことはない答だ。
六、法令又は新會社設立の際に政府より發する命令條件等に依り從來通りの補助義務を新會社に命ずることになる。
七、法人にする等適當の方法を以て存續させる。
八、及九、會社になつたからとて從來と變る樣なことはない答。
十、現在でも長官は東京に居られる事が多い。假に本社が東京に移轉するとしても[illegible]
十一、[illegible]別に不便になる樣なことはないと思ふ。
十二、各工場は夫々永年の歷史沿革もあり、地方的事情等も異るから、勞働條件を劃一的に統制しようとしても、むしろ困難に屬する。
十三、待遇問題は合同案と併行的に考慮されて居る。

○幸懇談會員　昨日來本問題に付ては長官閣下から懇篤なる御說明を承り、又只今は責任ある御答辯を得て感謝に堪へない。長官閣下が我々從業員の爲に盡力せられつゝあることは充分察知する。然し遺憾乍ら長官閣下の御答辯のみでは我々は滿足出來ない。されどとて長官閣下の立場としては是以上の御答辯は出來ないと思ふ。我々は徹底的に反對運動を續けるものであることを御承知願ひ度いが、但し是以上申上げることは長官閣下に楯つくことになるので今後は中央に向つて運動を移すこととし、本日は之で打切りと致し度い。尙參與員各位からは御意見を拜聽し得なかつたが、職責上表面に反對が出來ないとしても、せめて我々の反對運動に對しては蔭乍らでも御援助をお願ひする。

○松本懇談會員　長官閣下の御盡力は感謝する。然し長官閣下の御話では(一)國家の財政が窮乏して居るから製鐵事業の益金を之に使ふ。(二)雇傭條件は命令條件として引繼ぎ、現在と變ることはないとのことであるが、(一)從業員の勞働に依つて得た利益をブルジョアに提供する譯はない。(二)今日の長官閣下のお考へが合同委員會に容認されずして實現不可能となつた場合は如何にするか。[illegible]後に全從業員は合同に反對してゐることを明瞭に意思表示して置く。

以上にて製鐵合同問題の懇談を終了し、懇談會員より提出の懇談事項の順に依り懇談を進めた。(以上は本問題の重要性に鑑み特に歪曲を避けて質問應答が交された結果を從來の樣な記載では事情を[illegible]ので[illegible]時に從來の型を破つて懇談會員の發言をも稍詳細に記[illegible]發言者名をも示したが以下は從來通り提案の方は要點のみを記載するに止める。尤も時間の都合上其の大部分は提案理由の說明を省略して單に印刷物に依り提案したので、之以外何等述べられてない問題もあるのである。又參與員の答辯に付ても、懇談會員側より『答辯內容に關する理由の說明を省略し、結論だけを「諾」か「否」か一言で答へて欲しい』との希望があつたので、概ね理由の說明を省略したが、夫では餘りに簡單で諒解がゆきかねるのではないかと思はれる處があるので、間々理由の骨子だけを補足して置いたものもある)。

○割增三割本給繰入ノ件

【佐藤給與課長】此の問題は昨年出されて居る問題で、昨年我々の意見を詳細にお話してあるから、本日は簡單にお答へする。

先づ製鐵所に於ける職工の本給を他の官營工場と比較しての御話があつたが、官營工場の中には製鐵所より高い所もあるが、低い所もある。通じて見ると本所の本給は相當のものであると思ふ。單に賃金のみの比較論を承つたが、一方製鐵事業と他の官營事業との性質を比較して見る必要はあると思ふ。主要なる官營事業中專賣局、鐵道、遞信等の事業は獨占的のもので他の競爭を許さず、陸海軍の兵器製造事業は獨立の地歩を占めてゐる。然るに製鐵所は內外の同業者と激しい競爭をしなければならぬ。此の間に處して有利に事業を經營するには特別の覺悟が要るのであつて、官業とは云ふものの、殆ど民業同樣の心持で努力、覺悟を以て經營に當らねばならぬ立場に在るわけであるから是等の事情を考慮せず直ちに他の官營工場に倣ふことは[illegible]地方の事情[illegible]に入れることが必要であ[illegible]製鐵所に於ける職工の賃金は北九州各工場に比較すると相當高い方であり、それに就業時間の點をも考慮に入れると遙かに有利になつてゐるのである。實際をとれば近接地の某製鋼所では十二時間勤務で平均日給一圓三十五錢であるが、本所製鋼部では實働八時間勤務で平均日給は一圓七十七錢となつて居る。勿論我々としては單純に低きに倣[illegible]